

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月25日

丸亀市監査委員 山本 一 清

丸亀市監査委員 横川 重 行

財政援助団体等監査結果報告書

～平成30年度財政援助団体等監査～

平成31年3月

丸亀市監査委員

監査対象団体 NPO 法人 石の里広島

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 29 年度及び平成 30 年度(平成 30 年 7 月 31 日現在)に支出した NPO 法人石の里広島への補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 6 日
- 4 監査執行日 平成 30 年 9 月 7 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	広島コミュニティバス運行補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	広島町内の安定的なバスの運行と住民の福祉増進のため	
交 付 額	平成 29 年度	2,500,000 円
	平成 30 年度	4,553,750 円
名 称	手島自然教育センター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 29 年度	2,204,000 円
	平成 30 年度	2,204,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	
名 称	広島デイサービスセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 29 年度	8,230,000 円
	平成 30 年度	8,170,000 円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	

※平成 29 年度は決算額、平成 30 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

地域社会を豊かで住みよくするための民間非営利の福祉活動を行い、福祉の増進と街づくりの推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ① 生きがい活動支援通所事業
- ② その他、(1)の目的を達成するために必要な事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市広島町青木 549 番地

(4) 会員

この法人の目的に賛同し、所定の会費を負担する者で構成する。

(5) 会議

通常総会、臨時総会、理事会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、理事 5 名、監事 2 名（会長、副会長は、理事の中から選任されている）

7 監査方法

NPO 法人石の里広島への平成 29 年度及び平成 30 年度（平成 30 年 7 月 31 日現在）補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

○請求書・領収書が感熱紙のまま保存しているものがみられた。保存状態を確認すると、前年度のものでありながら既に熱等により文字等が消えかかっている物がある。後日の証拠書類として保存するには問題があるので、感熱紙類はコピーと原本の両方で保管すること。

○労働保険制度（労災保険・雇用保険）、社会保険制度（健康保険・介護保険・厚生年金）の手続きに不備がみられた。所管課と手続きについて再確認すること。

○管理物件（手島自然教育センター、広島デイサービスセンター）において、施設修繕に関する工事を受託者側で行っている。「丸亀市手島自然教育センターの管理に

関する協定書」第 30 条、「広島デイサービスセンターの管理運営に関する協定」第 27 条によれば、リスク分担表に定める自己の責めに帰すべき事由による場合には、受託者の負担で原状回復しなければならない旨が記載されているが、今回行われている修繕は自己の責めにあたらないと思われる。所管課へ相談すること。

また、今後、管理物件のき損等があった場合は、まず委託者に相談して対応にあたること。

監査対象団体 ふれ愛の町ひろしまをつくる会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 平成 29 年度及び平成 30 年度（平成 30 年 7 月 31 日現在）に支出した補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 30 年 8 月 21 日から 9 月 6 日
- 4 監査執行日 平成 30 年 9 月 7 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 29 年度	996,700 円
	平成 30 年度	995,100 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	284,000 円
	平成 30 年度	300,000 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金（二次募集分）	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	300,000 円
	平成 30 年度	270,000 円

※平成 29 年度は決算額、平成 30 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

広島地区の住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心触れ合う住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動推進
- ③ 保健栄養思想の普及
- ④ 地域環境対策の推進
- ⑤ 社会福祉の推進及びコミュニティ作り
- ⑥ 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- ⑦ 生活改善指導の推進
- ⑧ 自治会、関係機関、諸団体との連絡運営及び諸事業に協力、推進
- ⑨ その他、本会目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市広島町江の浦 373 番地 3 丸亀市広島コミュニティセンター内

(4) 会員

広島地区内の自治会、地域関係諸機関、広島町・手島町全域を組織対象とする諸団体、学識経験者

(5) 会議

総会、役員会、部会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名、幹事若干名、部長 5 名

7 監査方法

平成 29 年度及び平成 30 年度(平成 30 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し現地において監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【補助金に関する事項】

○丸亀市コミュニティまちづくり補助金について、平成 28 年度の補助金が平成 29 年度の決算書に上がっていた。過年度からずれ込んでいるものだが、収支決算の処理としては不適切であった。決算にあたっては適切な処理をすること。

○請求書と領収書のセットが不十分な書類が見受けられた。また、レシート（感熱紙）のコピーと原本を貼付できていない書類があった。レシート（感熱紙）は経年劣化が著しいため、後日の支払証明として保存するには不適である。コピーを取って原本のレシートとともに保存すること。

II 検討すべき事項（意見）

【補助金に関する事項】

○商品購入の際にポイント付与されているものが見られた。ポイント付与を伴う支払方法は、経済的付加価値が個人に転化される決済方法なので気をつけていただきたい。

監査対象団体 本島地区地域づくり推進協議会「ふれあいの本島」

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 平成 29 年度及び平成 30 年度（平成 30 年 7 月 31 日現在）に支出した補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 30 年 8 月 21 日から 9 月 10 日
- 4 監査執行日 平成 30 年 9 月 11 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 29 年度	1,004,000 円
	平成 30 年度	1,000,700 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	300,000 円
	平成 30 年度	—
名 称	一般コミュニティ助成（宝くじ助成）事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費を補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	2,500,000 円
	平成 30 年度	—
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	

名 称	丸亀市自主防災力強化事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって、小学校区を単位として行う実践的な防災訓練に要する資機材等に係る経費の支援事業等、県が補助対象とする自主防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	8,000 円
	平成 30 年度	300,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	

※平成 29 年度は決算額、平成 30 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

本島地区住民の自主性と相互の信頼関係に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動の推進
- ③ 保健栄養思想の普及
- ④ 地域環境対策の推進
- ⑤ 人権思想の普及高揚
- ⑥ 社会福祉の推進及びコミュニティづくり
- ⑦ 教育文化活動及びレクリエーション
- ⑧ 生活改善指導の推進
- ⑨ 自治会、関係機関、諸団体との連絡運営及び諸事業に協力、推進
- ⑩ その他、本会目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市本島町泊 506 番地 1 丸亀市本島コミュニティセンター内

(4) 会員

本島地区の住民、各種団体、関係機関、各種委員、学識経験者

(5) 会議

総会、役員会、運営委員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、理事若干名、事務局長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、監査 2 名

7 監査方法

平成 29 年度及び平成 30 年度(平成 30 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【補助金に関する事項】

○平成 29 年度収支決算によると、支出の予算現額に対し、支出済額はほとんどマイナスになっており、予算が余った状態となっていた。予算を立てる際には計画をきちんと立てること。

○支出証拠書類簿などにおいて、事務局の確認印のみで支出しており、コミュニティ会長の印が見当たらない。支払などの際には、会長まで伺いを立ててから実行すること。

○インターネットを利用して買い物をしているが、領収書には合計金額しか明記されていないので、何を買ったのかが把握できない。内訳の分かるものを添付しておくこと。

○領収日と通帳の支出日が異なっているので、立替払と思われるものが数件見受けられたが、立替払請求書兼領収書の様式が添付されておらず、立替払の処理ができていない。誰が請求し、誰が受け取り、どこに払ったかなど、お金の流れが分かるようにすること。

監査対象団体 川西地区地域づくり推進協議会「ふれあいの町かわにし」

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 29 年度及び平成 30 年度(平成 30 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金及び川西コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 30 年 8 月 21 日から 9 月 10 日
- 4 監査執行日 平成 30 年 9 月 11 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 29 年度	2,100,400 円
	平成 30 年度	2,112,600 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	800,000 円
	平成 30 年度	800,000 円
名 称	丸亀市川西コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 29 年度	6,698,000 円
	平成 30 年度	6,698,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	
名 称	丸亀市自主防災力強化事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって、小学校区を単位として行う実践的な防災訓練に要する資機材等に係る経費の支援事業等、県が補助対象とする自主防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	平成 29 年度	42,000 円
	平成 30 年度	—
所 管 課	市長公室危機管理課	

※平成 29 年度は決算額、平成 30 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

川西地区住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動の推進
- ③ 保健栄養思想の普及
- ④ 地域環境対策の推進
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動及びレクリエーション
- ⑦ 生活改善指導の推進
- ⑧ 青少年健全育成の推進
- ⑨ 自治会、関係機関、諸団体との連絡運営及び諸事業に対する協力、推進
- ⑩ 自主防災活動の推進
- ⑪ 女性参画活動の推進
- ⑫ 日本赤十字、並びに共同募金活動に係る業務
- ⑬ コミュニティセンターの運営に関する業務
- ⑭ コミュニティセンター事務職員等採用に関する業務
- ⑮ その他、本会目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市川西町南 428 番地 1 丸亀市川西コミュニティセンター内

(4) 会員

川西地区地域内の住民、関係諸機関、諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3~5 名、事務局長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、監査 2 名、
幹事 若干名

7 監査方法

平成 29 年度及び平成 30 年度(平成 30 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金及び川西コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【補助金に関する事項】

○まちづくり基金の支払いで、業者の請求金額と領収金額が異なっているものがあった。割引があった場合は請求書の時点で変更しておくこと。

○研修会に多くの会員が参加している。参加手当てを支給するに当たり、申請書に受領印をもらっているが、受領日の記載がない。また、受領総額の記載はあるが、個人それぞれの受領金額の記載がないので、誰にいくら払ったのかが分からない。支払いが適正に行われるよう、様式を整えておくこと。

○立替払いをした場合は、誰が請求し、誰が受け取り、どこに払ったかなど、お金の流れが分かるようにすること。

【指定管理委託料に関する事項】

○センター職員の任用通知で、1 日の勤務時間は 9 時から 21 時までの間の 7.5 時間になっているが、出勤簿には押印のみで時間の記載がない。定まった勤務時間ではないことから、記載すべきである。また、センター職員の一部で勤務が多くなっているため改善すること。

○消防用設備点検の支払で、出金してから領収までに1週間以上かかっている。現金を持つことなく、早急に支払いすること。

○コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、年2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。〈消防法施行規則第3条第10項〉また、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。〈消防法施行規則第3条第11項〉

II 検討すべき事項（意見）

【補助金に関する事項】

○商品を購入の際、お店でのカード提示によりポイントが加算されることがある。公費での支払いに個人のポイントを付けることは望ましくないので、気をつけていただきたい。

○自治会加入率が増加に転じているので、今後も継続して向上対策を講じていただきたい。